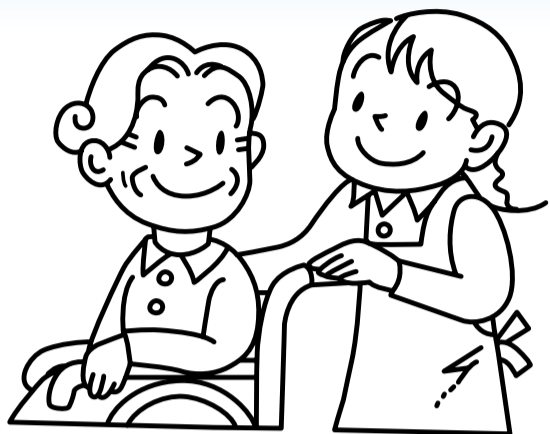


平成18年4月から 介護保険制度が新しくなりました

●お問い合わせ 障害者高齢者支援課介護保険係(内線371)



平成12年4月の制度開始以来、介護保険制度は、老後の介護を支える仕組みとして定着し、活用されてきました。

しかし、平成27年には「団塊世代」が高齢期に到達し、わが国の高齢化はピークを迎えます。また、認知症やひとり暮らしの高齢者も増加すると見込まれ、こうした新たな課題への対応も必要となってきます。

さらに、現行制度のままでは介護給付費が増大し、制度の維持が困難となります。こうしたことから、国では、将来にわたって制度を継続し、高齢者が自立した日常生活を営むことができる社会の実現を図るため、制度全般にわたる改革を行いました。ここでは、4月からの新しい介護保険制度の主な内容についてお知らせします。

■ 予防を重視したシステムへ

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底するため、現行の「予防給付」の対象者(要支援)の範囲、サービス内容、マネジメント体制などを見直し、軽度者(要支援1・要支援2)に対して「新たな予防給付」を行うことや、介護が必要な状態になる前からの介護予防を推進するなど予防重視型システムへの転換が図られました。

介護保険の認定区分が変わりました

これまでの「要介護1」に該当する方は、「要支援2」と「要介護1」に分かれ、これまでの「要支援」に該当する方は「要支援1」になります。

ただし、3月31日までに要介護・要支援認定を受けた方は、その認定の有効期間中は原則、引き続き同じサービスを受けることができます。

サービスの見直し

要介護1～5と認定された方は、これまでの介護サービスを利用しますが、要支援1・2の認定を受けられた方は、「介護予防サービス」をご利用いただくこととなります。介護予防サービスは、今持っておられる身体機能の維持・向上をめざすサービスとなり、サービス計画(介護予防プラン)は、新設された地域包括支援センターが作成します。

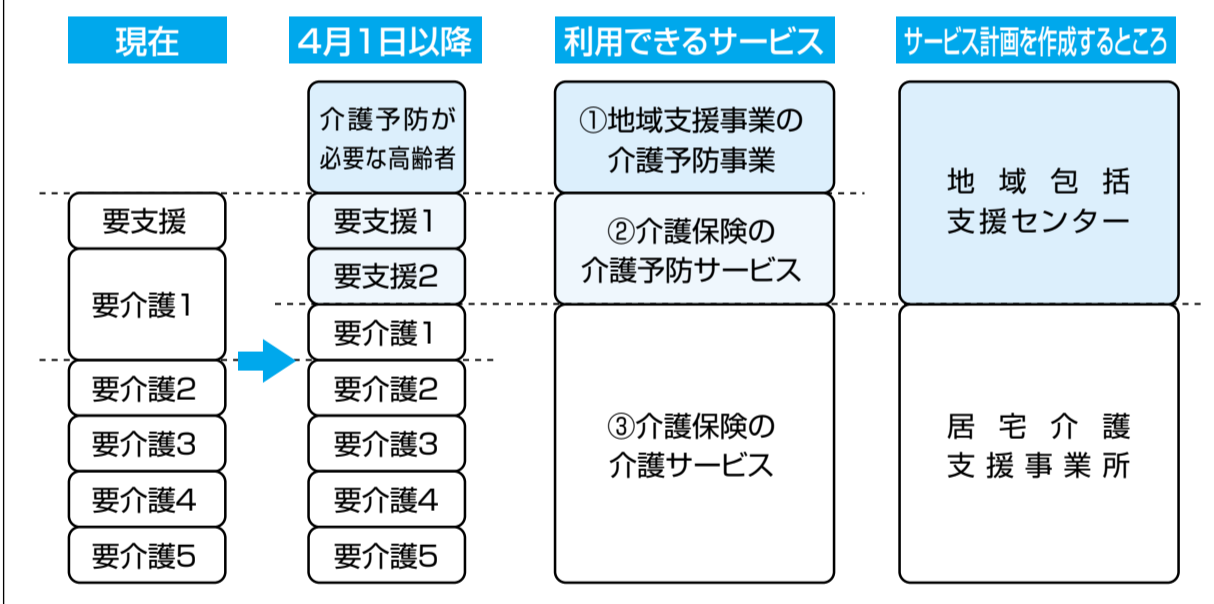
地域支援事業の創設

要支援・要介護になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における高齢者の包括的・継続的な支援体制を強化する目的から、従来の高齢者保健・福

祉事業などを再編し、地域支援事業として介護保険制度に新たに位置づけられました。

市では、介護予防事業として「筋力向上トレーニング」や栄養指導や口腔機能の向上メニューなどを取り入れた通所型の「介護予防『いきいき』事業」などを実施します。

【介護を要する状態の区分と介護保険のサービス】



【介護度別のご利用いただけるサービス】

区分	65歳以上の高齢者	要支援1・2	要介護1・2・3・4・5
利用できるサービス(事業)	①介護予防事業(市が実施する主なもの)	②介護予防サービス	③介護サービス
具体的なサービスの名称	【特定高齢者(要支援・要介護になるおそれのある方)向け介護予防サービスの提供など】 ●筋力向上トレーニング事業 ●介護予防「いきいき」事業 ●訪問型介護予防事業 ●介護予防評価事業による事業内容などの検証 【全ての高齢者を対象に、介護予防についての情報の提供や活動支援などの実施】 ●65歳からのフレッシュ栄養講座 ●地域健康塾 ●介護予防評価事業による事業内容などの検証	【介護予防サービス】 ●介護予防訪問介護(ホームヘルプ) ●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問看護 ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防通所介護(デイサービス) ●介護予防通所リハビリテーション(デイケア) ●介護予防短期入所生活介護 ●介護予防短期入所療養介護 ●介護予防福祉用具貸与 ●特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修 【居住系サービス】 ●介護予防特定施設入居者生活介護 【地域密着型介護予防サービス】 ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ※介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援1の方を除く	【居宅サービス】 ●訪問介護(ホームヘルプ) ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●通所介護(デイサービス) ●通所リハビリテーション(デイケア) ●短期入所生活介護 ●短期入所療養介護 ●福祉用具貸与 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修 【施設・居住系サービス】 ●特別養護老人ホーム(30人以上) ●老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●特定施設入居者生活介護 【地域密着型サービス】 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ●地域密着型特定施設入居者生活介護(29人以下) ●地域密着型特別養護老人ホーム(29人以下)

※地域密着型介護予防サービスと地域密着型サービスは、現在、市内に事業所はありません。